

報告第6号

令和4年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度愛南町歳入歳出決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

(単位：%)

会計名	令和4年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
上水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	
小規模下水道特別会計	—	20.0	
浄化槽整備事業特別会計	—	20.0	
旅客船特別会計	—	20.0	

令和5年9月8日提出

愛南町長 清水 雅文